

地方行財政検討会議の検討の方向性（「都道府県間・基礎自治体間の広域連携のあり方」「長等に対する損害賠償請求権の放棄の制限」関係部分）

※ この資料は、第3回会合（平成22年4月26日）において配付した資料1「地方行財政検討会議の検討の方向性について」を基に、関係部分を抜粋して作成したものである。

検討項目の例	検討の視点	主な議論
1. 自治体の基本構造のあり方		
○ 都道府県間・基礎自治体間の広域連携のあり方		<p>【これまでの主な発言】</p> <p>○ <u>基礎自治体をどのように強化していくのか、基礎自治体間の広域連携の手法について、多様な方法でやりやすくしてもらえれば、小さい自治体も力がついてくるのではないか。</u></p> <p>○ <u>広域連携のあり方について、現在の自治法上の連携の制度というものが、縛りすぎかどうか。ある程度国で決めざるを得ないものも残ると思うが、柔軟な連携の手法を考えていくべきではないか。</u></p> <p>【参考：これまでの議論等】</p> <p>第23次地方制度調査会答申「広域連合及び中核市に関する答申」（平成5年4月19日）（抄）</p> <p>第2 都道府県及び市町村の区域を超える広域行政体制並びに近隣の行政需要への対応のあり方に関する事項</p> <p>1 広域連合制度の創設の趣旨等</p> <p>(1) 都道府県及び市町村区域を超える広域行政体制については、当調査会は、かつて、社会、経済、文化の発展及び交通通信手段の発達に伴う広域行政の要請に対処するため、地方公共団体の総合的かつ弾力的な広域行政体制の整備の必要性を指摘し、地方公共団体の連合に関する制度を創設することが適当である旨答申したところである。</p> <p>これについては、答申の一部を実施するものとして、いわゆる市町村の複合的一部事務組合制度が創設されたが、当調査会の提言からは未だ不十分なものといわざるを得ない。のみならず、その後、わが国の社会は都市化、高齢化、情報化が急速に進展するなど広範な面において大きな変化を遂げており、都道府県及び市町村の区域を超える広域行政についても、そのニーズが増大し、かつ多様化してきているところである。</p> <p>現在、これらの広域行政需要に対応するための代表的な制度として一部事務組合制度があるが、この制度は、国又は都道府県から直接に権限移譲が受けられないこと、所掌事務の変更に自らのイニシアチブが発揮できないこと、組織が画一的であること等広域行政需要に対応する上での限界が指摘されている。</p> <p>したがって、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、これまでも必要性が指摘されてきた国からの権限移譲の受け入れ体制を整備するため、新しい広域行政体制を制度化する必要がある。</p>

検討項目の例	検討の視点	主な議論
3. 財務会計制度・財政運営の見直し		
○ <u>長等に対する損害賠償請求権の放棄の制限</u>	○ <u>住民訴訟係属中の損害賠償請求権の放棄については、住民に対し裁判所への出訴を認めた住民訴訟制度の趣旨を損なうこととなりかねないとの指摘もあり、これを制限すべきではないか。</u>	<p><u>【参考：これまでの議論等】</u></p> <p><u>第29次地方制度調査会答申「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」（平成21年6月16日）（抄）</u></p> <p><u>第3 議会制度のあり方</u></p> <p><u>(1) 議決事件</u></p> <p><u>(2) 住民訴訟と議会の議決による権利放棄</u></p> <p><u>住民訴訟のうち、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づきいわゆる4号訴訟は、住民が、違法な財務会計上の行為等を行った職員又はその相手方に対して損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを、当該地方公共団体の執行機関等に求める訴訟とされている。</u></p> <p><u>近年、議会が、4号訴訟の係属中に当該訴訟で紛争の対象となっている損害賠償請求権を放棄する議決を行い、そのことが訴訟の結果に影響を与えることとなった事例がいくつか見られるようになっている。</u></p> <p><u>4号訴訟で紛争の対象となっている損害賠償又は不当利得返還の請求権を当該訴訟の係属中に放棄することは、住民に対し裁判所への出訴を認めた住民訴訟制度の趣旨を損なうこととなりかねない。このため、4号訴訟の係属中は、当該訴訟で紛争の対象となっている損害賠償又は不当利得返還の請求権の放棄を制限するような措置を講ずるべきである。</u></p>